

難病の患者に対する医療等に関する法律案に対する指定都市市長会意見

今般、難病に係る医療費助成について、都道府県の超過負担の解消を図るとともに、難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立するため、「難病の患者に対する医療等に関する法律案」が第186回通常国会に提出された。

法律案には、都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、平成30年4月から指定都市が処理するものとする大都市特例も盛り込まれたところである。

法律の施行後は、対象疾患の拡大、認定基準や自己負担の見直しなど、患者・家族にとって大きな影響が生じることが予想される。今後、制度の詳細な設計に当たっては、利用者に支障が出ることのないよう十分配慮するとともに、指定都市が実施主体になるに当たり、適切な財政措置をはじめとする、以下の措置を講ずるよう要請する。

1 財政措置等について

(1) 特定医療費の支給に要する費用の財政措置

大都市特例によって指定都市が支弁する特定医療費の支給に要する費用は、非常に重い負担となる。大都市特例の施行に当たっては、これにかかる必要額を実態とかい離がないよう積算し、指定都市に新たに生じる経費について、道府県から税財源を移譲するなど国の責任において適切な財政措置を講じること。

(2) 大都市特例の施行に要する経費の支援

大都市特例により新たに発生する事務を円滑に実施できるよう、人材養成やシステム整備等事務処理に要する経費など、施行準備のための一連の費用について、国が十分な財政支援を行うこと。

2 実施体制の確保について

(1) 人材養成の支援

難病対策に係る指定都市の実施体制を確保するため、保健活動や相談支援等に関わる人材の養成及び資質の向上に向け、専門的な研修を国において行うこと。

(2) 関係機関への周知

制度の適切な運用について国が指定都市に十分な説明を行うとともに、実施主体の変更について関係機関等への周知を図ること。

3 大都市特例の施行に向けた国の支援等について

大都市特例の施行に当たっては、道府県と指定都市の間で円滑に事務移行が行われるよう、国の責任において必要な支援を講ずること。また、指定都市が、大都市特例施行後の事務実施に向けた十分な準備や検証、関係機関との調整や広報等を行うことができるよう、具体的な事務内容、制度運営のための標準的な事務処理手順及び詳細なスケジュール等を早期に示すこと。

4 審査体制について

(1) 認定審査会の柔軟な運用

認定審査に関わる専門医の確保が課題となることから、認定審査会の運営については、道府県との合同開催等、地域事情に応じた柔軟な運用の在り方を検討し、国において必要な措置を講じること。

(2) 認定基準の策定

道府県から指定都市に実施主体が分散化されることで、支給認定に係る審査にばらつきが生ずるおそれがある。これを防止するため、明確で具体的な全国統一の認定基準を国が定めること。

5 指定都市の意見の反映について

大都市特例の具体的な制度設計に当たっては、情報提供や意見交換の機会の確保などを徹底し、指定都市の意見を十分反映させること。

平成26年3月27日
指 定 都 市 市 長 会